

教 育 委 員 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 定 例 教 育 委 員 会	
開 会 日	平成 28 年 3 月 22 日 (火)
開 会 時 間	午後 2 時 30 分～午後 5 時 26 分
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4-2 会議室
出 席 者	委員 岸川委員長 伊東委員 福島委員 山口委員 田口委員 東島教育長
	事 務 局 西川こども教育部長 江副社会教育部長 藤田こども教育部副部長兼教育総務課長 中島社会教育部副部長兼社会教育課長 中村こども教育部副理事兼学校教育課長 一番ヶ瀬こども教育部副理事兼保育幼稚園課長 久我こども家庭課長 梅崎学事課長 宮崎文化振興課長 右近図書館長 山口社会教育部副部長兼スポーツ振興課長 松永諸富教育課長 遠江大和教育課長 池田富士教育課長 山田三瀬教育課長 長谷川川副教育課長 江頭東与賀教育課長 吉田久保田教育課長 大松教育総務課参事兼副課長兼総務係長 中尾教育総務課教育政策係長、松本教育総務課教育政策係指導主事
提 出 議 案	<p>第 27 号議案 佐賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>第 28 号議案 佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則</p> <p>第 29 号議案 佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則</p> <p>第 30 号議案 佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則</p> <p>第 31 号議案 佐賀市教育委員会文書事務取扱規則の一部を改正する規則</p> <p>第 32 号議案 佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第 33 号議案 佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第 34 号議案 佐賀市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則</p> <p>第 35 号議案 佐賀市生涯学習センター施行規則を廃止する規則</p> <p>第 36 号議案 佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>第 37 号議案 佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>第 38 号議案 佐賀市児童館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>第 39 号議案 佐賀市立東与賀文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>第 40 号議案 第 2 次佐賀市立図書館サービス計画について</p> <p>第 41 号議案 職員（管理職）の人事異動について</p> <p>第 42 号議案 教職員の人事異動について</p>
協 議 事 項	な し

報 告 事 項	①赤松小・北川副小・城南中コミュニティ・スクールの再指定について ②母子生活支援施設設置法人募集の結果について ③平成27年度第5回佐賀市社会教育委員の会議の結果について ④少年スポーツのあり方についての取組方針に関する経過について ⑤公民館主事の人事異動について
欠 席 委 員	な し
傍 聴 者 数	な し
報 道 関 係 者	1 名
会議録作成者	教育総務課参事 大松昭浩

日程1 開会の宣告

(岸川委員長)

定刻となりましたので、佐賀市教育委員会3月定例会を開会させていただきます。

皆さんこんにちは。きょうは今年度最後の定例委員会となると思います。3月は別れの時期ということで、学校の卒業式のほうにも私たち教育委員が参加させていただきました。11日に中学校、18日に小学校、そして私のほうは19日に市立の保育所のほうにもお祝いを述べさせてもらいましたけれども、本当にどの式もすばらしい式で、子どもたちの本当に純粋な姿に胸を打たれ、この子たちの輝く未来を祈らずにはいられないところでありました。後ほど時間の余裕があれば、皆さん方にも行かれたところの報告なりをしていただきたいと思います。

本日は、教育委員6人中現在は6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

本日の日程につきましては、お示ししておりますとおりですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程2 会議録の承認

(岸川委員長)

日程2の会議録の報告を求めます。

(大松教育総務課参事兼総務係長)

2月23日に開催いたしました定例教育委員会の会議録につきましては、3月18日に配付したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

(岸川委員長)

これにつきまして、何か修正点等ございましたら、はい、お願いします。

(山口委員)

15ページの私の意見で、上から3行目、「試合中にけがをされると思われますか」を、「伊東委員さんも、練習をたくさんやっていないと試合中にけがをされると思われますか」に訂正をお願いします。

それから、もう1カ所、30ページの上から3行目で、「その持っていらっしやる半分が」を「ほとんどがLINEをやはり使っていっしやいました」に訂正をお願いいたします。

(岸川委員長)

17ページの上から3行目の「要員」が誤字だと思いますので、「要因」に訂正をお願いします。その2つ下の行で「体育館で」となっていますが、「運動場で」に変更してください。

以上です。

ほかにないようでしたら、会議録は修正した内容で報告のとおり承認することといたします。

日程3 教育長報告

(岸川委員長)

次に、日程3、教育長の報告をお願いいたします。

(東島教育長)

きょうは議題がたくさんありますので、4点のみご報告申し上げます。

ごらんになっているかもしれませんが、1点目は佐賀城下ひなまつりの子どもびなの宴です。今年度で2回目でした。その審査と表彰式に行ってまいりましたが、今年も2,000体を超える子どもたちの手づくりのおひなさまで、佐賀城本丸歴史館の大広間に飾っておりました。これまで子どもたちは、ひなまつりに参加をすることよりも参観をするぐらいのレベルだったのが、自分たちもひなまつりに参加をしていくことで、佐賀市内の小中学校は非常に地域の行事の中に参画をしていくという姿が一つ一つ増えてきたとの思いをいたしました。この審査には5名で当たりました。最終的には今泉今右衛門さんが子どもたちの一つ一つのひなについて感想を述べられたことが賞の名前になっておりました。そういうことで、非常にユニークなひながたくさん飾られ、ひなまつりがさらに盛り上がっていることを実感したところでございました。

2点目は、先ほど委員長が申し上げられましたが、中学校の卒業証書授与式、小学校の卒業証書授与式、私は中学校が昭栄中学校、小学校が赤松小学校へ行ってまいりましたが、本当にそれぞれ初等教育、そして中等教育の全般の部、これを修了するにふさわしい節目の卒業証書授与式だったと思いました。非常に厳粛な中にも感動的な先生方の配慮がございまして、子どもたちがこれから頑張るぞという意識を持つに十分な卒業式ではなかったかなと、そういう印象を持って帰ってきたところでございました。

3点目は、いよいよは来週から、隔年で実施しておりますアメリカのニューヨーク州グレンズフォールズ市への訪問団が、今年度も20名の子どもたち、引率団員5名構成されその結団式が行われたところです。市内から中学校、高校の子どもたちが20名参加をして、それぞれに抱負を述べてくれましたが、やはり小さいときに大海を見ておくというのはとっても大事だなという思いで、彼らは恐らくグレンズフォールズに12日間行く中で、しかもホームステイを通して向こうの家族と実際に触れ合って、向こうの教育を自分で実際に目に触れ、体で体感をして、そして子どもたちの将来に向けた何かの礎になるんじゃないかなという思いをしております。あとは帰ってきてからの報告をしたいと思っておりますが、ただ心配なのは、団長がおっしゃっておられましたが、テ

口の問題です。これからはやっぱりテロ対策もしていかないと非常に危ないです。特にこういう引率をしていく方たちというのは、子どもたちの最大の義務は安全ですから、そういう意味では非常に引率団の方は気を使われると思いますけれども、無事にグレンズフォールズで学んで20名が帰国することを期待しております。

それから4点目が、私も保育所の卒園式へ行ってきました。成章保育所に行きましたが、16名の園児が卒園をしていきました。16名を見ておりましたら、同じ成章保育所と言いながらも、行く学校は非常に違うんですね、16名が10校に分かれて行くのです。ということは、もう幼稚園、保育所は、校区の保育所、幼稚園ではなくなくなって、もう全市的というよりも、極端に言えば、小城からとかよそからも来ているわけですから、全県的な規模になってしまっている。随分、昔と違ったところがある中での幼児教育だなということを感じました。

ただ、感じたのは、卒園児というのは年長でございますけれども、年長は年長なりに返事にしても、証書の受け取り方にしても、挨拶にしても、それから自分の希望にしても、自分のことがきちんとできるということです。よく小学校言われていましたが、幼稚園や保育園から来た1年生はリセットされて一番下の取扱いになってしまうんですから、そうではなくて、小学校というのはこれからどう出発させるか、そして、ここまで成長した幼稚園児のスタートが小学校だということで、幼稚園までに学んできたものを基礎にして、それから上に立つ学校教育、小学校教育が始まらなければいけないということを感じたところです。

そういうことで、年度末はやはり卒業、それから卒園、そして進級・進学と、本当に目まぐるしく変わって、しかもそのことが次に希望をつなぐ月であるということをつくづく思ったところでございました。そういう意味では、小学校が今度は24日に修了式ですけれども、これもまた新級・進学に向けて子どもたちに希望と夢を与えるような、そういう節目にしてもらいたいとの思いで帰ってきたところでございました。

以上です。

(岸川委員長)

今の報告内容に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、教育長からの報告を終わります。

日程4 提出議案

(岸川委員長)

続きまして、日程4の提出議案に移ります。

本日の会議の案件は、来年度からの支所再編に伴います組織改編と公民館体制の再編などに関係する提出議案がごらんのとおりにたくさんございます。

審議の迅速化を図るために、来年度から適用する事務的な改正規則の議案については、教育総務課から一括して説明を受けることにしたいと考えております。

ただし、第37号議案、第38号議案、第40号議案のみ担当課から説明を受けることとしたいと存じます。

それでは、第27号議案のほうから順番に教育総務課からご説明をお願いいたします。

(藤田こども教育部副部長兼教育総務課長)

私のほうから概要を説明させていただきます。あと別冊の議案等資料もございまして、新旧対照表をつけております。あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、第27号議案『佐賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則』につきましては、先日の研修会においても説明をいたしましたように、支所再編に伴います7カ所

の出張所教育課を廃止いたします。それに伴います出張所教育課にあります公印の規定を削除するものであります。

次の第28号議案『佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則』ですけれども、これは今委員長がおっしゃいましたように、公民館の体制等の見直しにあわせまして、新たに公民館長に専決権を付与するための規則改正であります。

次の第29号議案『佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則』です。支所再編の出張所の教育課廃止に伴います出張所教育課の決裁処理の規定を削除するものであります。

次の第30号議案『佐賀市教育委員会組織規則の一部を改正する規則』及び第31号議案『佐賀市教育委員会文書事務取扱規則の一部を改正する規則』につきましても、支所再編に伴う改正です。出張所教育課に関する規定を廃止したり、あるいはまた出張所の教育課から本庁に移管します施設について新たな所管部署を明記しております。

第32号議案『佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則』は、公民館職員の労務管理の観点から病気休暇の取り扱いにつきましても有給休暇にするものであります。

次の第33号議案『佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』です。これは来年度からの土曜授業を実施するための条項を加えております。

次の第34号議案『佐賀市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則』です。労働安全衛生法に基づきます学校に配置しています衛生管理者、あるいはまた衛生推進者にかかわる規定の変更です。いずれも校長が指名する者とする事で、教頭に限定せずに有資格者の中から幅を持って選任できる規定にしております。

第35号議案『佐賀市生涯学習センター条例施行規則を廃止する規則』であります。11月議会において地域の活動拠点を公民館にするための関係条例案が可決をされまして、佐賀市生涯学習センター条例が廃止されましたので、それに伴います施行規則を廃止するものであります。

次の第36号議案『佐賀市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則』につきましても、公民館の体制等の見直しにあわせまして、市立公民館への事務の一部を委任するものであります。

最後の第39号議案『佐賀市立東与賀文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則』です。円滑な事業の推進と利用者への申請時の公平性を確保するために第5条の使用許可申請の期間外申請と申請者の順位の事項を追加したものであります。

以上であります。

(岸川委員長)

教育総務課からの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第27号議案から第37号議案、第38号議案を除いた第39号議案までの議案は承認といたします。

続きまして、第37号議案『佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則』について、保育幼稚園課から説明をお願いいたします。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

議案につきましては、20ページ、21ページでございます。これにつきましては、議案等資料のほうの42ページ、43ページで説明をさせていただきたいと思っております。

規則の一部を改正する規則の内容でございますが、大きく2点のことを定めるものでございまして、現行の分を改正するものでございます。

内容につきましては、42ページでございます。1つが多子世帯の保育料負担軽減について、それからもう1つが43ページでございますが、ひとり親世帯等の保育料負担

軽減についてということでございます。これにつきましては、国のほうで平成28年4月1日から保育料の軽減規準の変更がされます。それに伴う規則の改正でございます。

まず42ページでございますが、今の制度では1号認定の子どもについては小学校3年生まで、1号というのは幼稚園部分に通う子どもについては小学校3年生まで、それから2号、3号認定子どもについては小学校、中学前まで。2号、3号というのは保育の部分に通う子どもたちのことを言います。現行制度については、1号認定子どもについては小学校3年生までのカウント、それから幼稚園のほうに通う子どもについては小学校就学前までの子どもでカウントするということになっておりまして、その多子計算に係る年齢制限を年収約360万円未満の世帯につきましては、年齢制限を撤廃しまして、第2子を半額、第3子以降を無償化というものを完全実施するものでございます。

図のほうで説明をさせていただきますが、左の図が現在の年齢制限による第2子以降の負担軽減でございます。左の図のまず例1というのがございます。縦のほうに見ていただくと、1人目が小学校6年生、それからあと5歳と3歳の3兄弟がいらっしゃる家庭を図で示されています。ただ、小学校6年生につきましては、幼稚園部分につきましては、小学校4年以上をカウントしないという扱いになっております。ですので、2番目の5歳の子、3番目の3歳の子、ここが幼稚園部分につきましては、5歳の子が第1子、それから3歳の子が第2子という扱いになります。ですので、1人目の5歳の子は保育料が満額、それから3歳の子が保育料半額という形になります。その右側に例2というのがございます。これが2号、3号ということで、保育所に通う子どものカウントの仕方です。ここに小学校3年生の子どもが1人目います。それから5歳の子が2人目、3番目の子が3歳、4番目の子が2歳という家庭がございまして、小学校3年生の子どもは、小学校1年生以上をカウントしないということですので、5歳の子が1人目、3歳の子が2人目、2歳の子が3人目という扱いになりまして、5歳の子は満額、それから3歳の子が半額、2歳の子が無償という扱いになっております。これが基本形なんですけど、この分で年収360万円未満世帯、このモデル家庭でございまして、ここにつきましては、右側の図でございまして、第1子、小学校6年生ですけど、この子からカウントをします。ですので、今までですと5歳の子は1人目という扱いでしたので保育料満額、3歳の子が2人目ということで半額だったんですけど、年齢制限を撤廃するというので、5歳の子は半額、それからちょっと左と右側と子どもの年齢がちょっと違うんですが、3番目の子は無償という扱いになります。それから、例2のほうで言うと、小学校3年生であってもこの子を1人目というカウントをすることによって、5歳の子、2歳の子というのがいらっしゃるんですけど、そこが半額、無償という扱いになります。これが先ほどの規則でいいますと、別表第1の備考の第4項のただし書き関係と別表第2の備考の第8項ただし書き関係のことがこの図のことで示されている部分でございます。

それから、もう1つが43ページなんですけど、ひとり親世帯等の保育料負担軽減についてということでございます。これにつきましても、モデルの年収約360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充するというので、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化するというものでございます。

1号認定の子どもにつきましては、そこに表がございまして、縦に階層、それから現行、現行の負担軽減、それが28年度から負担軽減の拡充ということでございます。

済みませんが、第1号の認定子どもについての第3階層のところちょっと言葉の修正がございまして、申しわけございませんが修正をお願いします。第3階層のところ「市町村民税非課税世帯」と書いておりますが、これが一番下の表と同じ表現でございまして、「市町村民税所得割課税額77,100円以下」というふうに訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

上のほうの表ですが、1号認定子どもについてということで、現行というのは本来の額でございます。市町村民税非課税世帯、それから所得割の非課税世帯につきましては、第1子、第2子とも本来の額は3,000円、1,500円ですが、今負担軽減という

ことでゼロ円の負担になっています。それから市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯につきましては、第1子1万4,800円の分が負担軽減として1,000円引き下げになっております。その分で1万3,800円となっております。第2子につきましては、7,400円が6,900円というふうになっておりまして、第3子以降は無料というふうになっております。これがひとり親世帯で市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下だと、現行の負担軽減額のさらに半額にするというところでございます。1人目は半額にすると、ですから1万3,800円が6,900円にすると。それから、第2子が6,900円なんですけど、これを第2子以降の保育料は無償化するということでゼロ円というふうになります。

それから、下のほうの表でございますが、これは2号、3号ということで、保育所に通う子どもたちの負担の額の例でございます。第2階層、市町村民税非課税世帯につきましては現行の負担軽減でゼロ円ですが、これにつきましても28年度もそのままゼロ円です。それから、第3階層につきましては、1万5,000円が1,000円引き下げの1万4,000円、第2子はその半額の7,000円となっておりますが、1万4,000円をさらに半額、それから7,000円の第2子につきましては無償化というふうになります。それから、第4階層につきましては、1万8,900円が1万8,900円と、第2個が9,400円が9,400円ということで、ここにつきましても軽減がございません。

それから表の一番下ですけど、ここも負担軽減が現在のところあっておりません。ただ、これにつきましても28年の4月から現行の負担軽減の額の半額ということで、第1子が1万8,900円が9,400円、それから第2子の9,400円がゼロ円、それから一番下の2万2,200円が半額の1万1,100円、それから1万1,100円の方がゼロ円という扱いになるということです。これが規則の20ページ、21ページの文章になっている分のイメージでございます。

以上でございます。

(岸川委員長)

第37号議案について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
改めて1号認定、2・3号認定について、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

1号というのは幼稚園部分に通う子どものことをいいます。それから2号というのは保育所・保育園に通う子どもたちで、2号というのは3歳から5歳の子どもをいいます。3号というのは保育所に通うゼロから2歳の子どもをいいます。今までは幼稚園部分と保育園部分で上の子どもをどこからとるかというのが、カウントの仕方がちょっと違っておりましたが、そこにつきましては28年度から年齢制限を撤廃するという同じような形のカウントの仕方になります。

(岸川委員長)

この幼稚園と保育園が混在する施設ということもあり得るんですか。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

課程によりましてはあります。

(東島教育長)

確認させてもらっていいですか。いままで1号認定が小学校4年生以上がカウントできなかったと思いますが、これ中学生になるとどうなるのでしょうか。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

今後は、上の兄弟姉妹が中学校でも高校でも大人でもカウントします。

(東島教育長)

要するに第何子ということになりますね。それから保育園のほうは、保育所のほうは小学校1年以上がカウントしてなかったですか。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

はい。

(東島教育長)

そしたらそれも同じことですね。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

はい、もうすぐぐ年の離れた一番上の子がいて、2番目が保育所でもカウントされることになります。

(東島教育長)

第1子以外であればいいということですね。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

はい、高校生でも大学生でもカウントすることができます。

(岸川委員長)

所得制限については祖父母世帯の方と同居か、あるいは二世帯同居とかされている場合は、その祖父母の方の所得まで合算された形になるわけですか。

(上野保育幼稚園課副課長兼保育幼稚園係長)

祖父母については、今回新しい制度では計算の対象に入っておりません。あくまでご両親の方だけでの計算になります。ただ、ご両親の収入が少なく、祖父母が生計の中心者ということであった場合には祖父母が保護者として計算をさせていただいています。

(田口委員)

これも子育て世代については非常にありがたいことだと思いますが、これは佐賀市だけの制度でしょうか。全部の市町村に大体この制度が導入されていくものなのか、佐賀市が特別これに対して制度化をしているのか。

(一番ヶ瀬子ども教育部副理事兼保育幼稚園課長)

これにつきましては全国一律でございまして、仕組み的には第2子、第3子のカウントの仕方とかは同じようになります。ただ、保育料の額というのは市町村ごとによって違います。

(岸川委員長)

ほかにどなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第37号議案『佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則』について、承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第37号議案は承認といたします。
続きまして、第38号議案『佐賀市児童館条例施行規則の一部を改正する規則』について、こども家庭科から説明をお願いいたします。

(久我こども家庭課長)

委員会資料の22ページ、23ページをお開きください。第38号議案『佐賀市児童館条例施行規則の一部を改正する規則』でございます。こちら先ほど保育幼稚園課からご説明がありましたように、保育料の改正に伴い、松梅児童館で行っております保育事業に準ずる事業についての使用料を改定するものです。

これにつきましては、改定の内容といたしましては、保育幼稚園課と同じように多子世帯、ひとり親世帯の支援ということで軽減を行うものでございます。

22ページの第9条7項にありますように、今までの軽減措置を拡大するということと、23ページの8項におきまして、保育幼稚園課と同じような所得課税の規準に基づきまして、軽減措置を拡大するというものでございます。

それとあわせて、もう1点改正がございまして、24ページのほうで様式第2号の備考欄を改めるということがございますが、これは入所決定や不許可に当たっての通知書に書かれている教示文の改正でございます。これにつきましては、行政不服審査法の改正に基づきまして教示文の内容を改めるものでございます。

詳しい使用料の改正につきましては、お手元の議案等資料の44ページから51ページまでに書いてございます。使用料につきましては、45ページから改正の対照表に書いてございます。49ページから51ページにかけましては、先ほど行政不服審査法の改正に基づく教示文の改正案でございます。

以上でございます。

(岸川委員長)

今回、この対象になるのは松梅児童館のみということですね。

(久我こども家庭課長)

そうです。対象は松梅児童館の使用料です。

(岸川委員長)

第38号議案について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、第38号議案『佐賀市児童館条例施行規則の一部を改正する規則』について承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第38号議案は承認といたします。

続きまして、第40号議案『第2次佐賀市立図書館サービス計画について』、図書館から説明をお願いいたします。

(右近図書館長)

26ページをお願いいたします。第40号議案『第2次佐賀市立図書館サービス計画について』は、パブリックコメントが終了しましたので、別紙のとおり提出をいたしております。説明は議案等資料の53ページでいたします。

パブリックコメントの結果について、ここに掲載しております。6名の方から意見が11件出ております。その意見につきましては、その次の54、55ページに全て掲載しております。内容的にはサービス計画案への意見というよりも、個別のサービスに対する意見を多くいただきました。これらの意見を受けまして、原案を修正しましたが、53ページに載せております2点です。まず(1)で、これはハンディキャップサー

ビスというところで、点字図書館の説明をしたところがありますが、その脚注の変更をするものです。

まず1点目に、現在録音テープは県立点字図書館では使っていないということで、録音テープ資料というものを音訳による録音図書に変えるものです。もう1点は、更生援護施設という言い方をしていますが、これは法律の改正によりまして、視聴覚障害者情報提供施設と定義をされていますので、それを修正するものです。

それともう1点の原案の修正が(2)です。利用者への迅速な情報提供による資料とのマッチングというところになりますが、その中で、下のほうに下線を引いていますが、予約にかかるコストを抑えますということで、非常にここがわかりにくくなっております。予約コストといいますのは、ウェブで予約した本につきましては、本館のみの予約だなというところでは貸し出しをしておりませんので、そこに集中して来るわけです。したがって、その貸し出し処理をするにも処理の時間を要します。そのため、本の回転率も落ちますので、予約にかかるコストというふうには表現しておりますが、この表現がちょっとわかりにくいということで、その原因であります本館一極集中を解消するという方法としまして、ご意見にも出ていますが、ウェブで予約した本を分館、分室でも受け取れるように変更してほしいということもありましたので、ここについては予約システムの効率的な運用というふうには表現を変えるものです。原案を修正したところは以上の2点になります。

それで、56ページを見ていただくと、サービス計画についての概要を載せております。これは繰り返しになりますが、市民とともに育つ図書館というものを基本理念としまして、5の基本方針、あるいは6の基本目標に基づきまして、向こう5年間図書館を運営していきたいと考えております。修正後のサービス計画につきましては、別冊でお配りしておりますので、後でござんいただきたいと思っております。

説明は以上です。

(岸川委員長)

それでは、第40号議案について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、第40号議案『第2次佐賀市立図書館サービス計画について』について、承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第40号議案は承認いたします。

日程5 報告事項

(岸川委員長)

続きまして、日程5の報告事項に移ります。

報告事項(1)「赤松小・北川副小・城南中コミュニティ・スクールの再指定について」、教育総務課から説明をお願いいたします。

(松本教育総務課指導主事)

教育総務課教育政策係から、コミュニティ・スクール指定に係る3校の評価について報告いたします。

27ページからの資料をごらんください。佐賀市では、赤松小学校、北川副小学校、城南中学校にコミュニティ・スクールの指定を行っております。

平成25年度から3年間の指定をかけておりまして、平成27年度が最終の3年目に当たります。コミュニティ・スクールの指定を受けますと、学校の中に地域代表や学識経験者から成る学校運営協議会という組織を設置します。学校運営協議会委員は、一定の責任と権限を持って学校経営に参画します。主体的に3つありまして、1つ目が校長

の学校経営を承認すること、2つ目が学校の教育活動に意見を述べたりすること。3つ目に、教職員の採用等について意見を述べたりすることができます。文部科学省では、コミュニティ・スクールの推進を積極的に進めておりまして、地域とともにある学校をキーワードに、地域住民、保護者が主体性を持って教育活動に参画し、学校が地域コミュニティの拠点となることを目指しています。

本日は、お手元の資料に本年度の取り組みに関する調査結果を載せております。この中から3点に触れながら、3校の活動状況を簡単に報告いたします。

まず、赤松小学校です。27ページの右上のグラフをごらんください。学校フリー参観デーの参加者数です。年々参加者数が増えております。校区外からの参加者も多く高い関心が寄せられています。

また、次の28ページのグラフをごらんください。4つのグラフを載せておりますが、好意的な意見が多くなってきています。地域住民や保護者の教育に対する関心が高まり、学校での取り組み内容が充実してきていることがわかります。

次は、北川副小学校です。29ページ目をごらんください。中ほどに「学校と地域の連携は深まったか」についての左側のグラフをごらんください。「地域と連携をとって特色ある教育活動を行っている」という質問には95%の保護者が「そう思う」、「だいたい思う」と答えています。日常的に地域のボランティアの方が授業に協力をされ、子どもたちの支援をされています。

次に、30ページのほうをごらんください。左下のグラフに「子ども達は地域の行事に進んで参加している」という項目がありますが、90%近い保護者の方が、子どもたちが積極的に地域行事に参加していると答えておられます。

次に、城南中学校です。31ページ、右下のほうのグラフをごらんください。「元氣よくあいさつができています」という質問に90%の生徒が「よくできている」、「だいたいできている」と答えています。城南中学校では挨拶運動に力を入れ、生徒は「母校あいさつ運動」と称し、出身小学校に挨拶運動に出向く活動を年3回行っています。

また、次の32ページの一番下のほうのグラフになりますが、地域との交流や体験活動に積極的に参加していると答えた生徒も増加していることがわかります。地域の中でボランティアとして進んで協働する生徒の姿が見て取れます。

以上のように、保護者、地域、学校、児童・生徒に好ましい成果が見られ、城南中学校3校では学校運営協議会制度が地域に根づいています。さらに、今後の取り組みに向けて一層の連携を進めておられるところです。それらを踏まえて、来年度以降も3年間のコミュニティ・スクールの指定を行う予定です。

以上で報告を終わります。

(岸川委員長)

報告事項(1)について、ご質問、ご意見等はございますか。

3年間を経過して、成果が確実に出ていているというふうに認識しており、また再指定をすることで、文科省もどんどんこの推進を図っています。ほかの校区でも、コミュニティ・スクールをする展望等があるようでしたら教えていただきたいと思います。

(松本教育総務課指導主事)

来年度、また小学校が1校コミュニティ・スクールに向けて準備に入りたいということをお話を伺っていますので、来年度1年間その準備をしていきたいと思っています。学校は西与賀小学校です。少しずつ進められたらいいかと思っておりますけれども、小中連携、また地域との連携も各学校行われていますので、学校の様子に応じて進めていきたいと思っています。

(中尾教育総務課教育政策係長)

昨年が松梅校を3年間コミュニティ・スクールに指定していますので、少しずつ佐賀

市内でも広がっている状況です。

(伊東委員)

この指定が今度6校ですか、4月以降は、6校とおっしゃいましたかね。

(中尾教育総務課教育政策係長)

いや、4月以降が、本年度3年間の指定が終わるのがこの3校ですので、来年度はその3校が再指定ということになります。松梅校は昨年度指定をしておりますので、昨年度からの3年間ということで、来年度も継続して取り組むということになっています。

(伊東委員)

指定する場合の何か条件とかはあるのですか。どういう規定で、希望校にあるということなのですか。これは非常にいいことですが、どこの校区もやりたいと手を挙げた場合に、その順番はどうやって決めるのですか。

(中尾教育総務課教育政策係長)

ご要望があればお話を聞いて、指定の準備に入りますけれども、基本的に1年間は地域と学校、それと教育委員会との準備期間を設けまして、土台ができ上がったということで判断をすれば、教育委員会で指定をするというような流れをとっております。ですから、来年度の要望調査をしたところ、西与賀小学校が来年から移行期間に入りたい手を挙げられたという状況です。

(伊東委員)

恐らく、こういうことをやっていくと、せんだつての熊本、広島の府中の自殺とか、こういうのもどンドン減っていくと思います。ですから、文科省も非常に力を入れ始めましたが、非常に格好のいいチーム学校、現実的には不登校の子どもたちの指導も含めてコミュニティ・スクールという体制に、なるだけスピーディーに校区をふやしてほしいという要望をしたいと思います。

(東島教育長)

これは原則的には教育委員会が指定をすることになります。ですから、教育委員会が指定するために、要件的にはやっぱり、その地域の中で地域を含めたそういう体制が整いつつあるところからしていかないと、一気にしなさいと言ってもなかなかうまくいかないと思います。松梅も松梅の教育を考える会が地域で成立し動きがあったものですから、地域コミュニティとしてのコミュニティ・スクールの土壌が育ってきたということで指定をいたしました。今回の再指定についても成果が上がらないとか、機能していないとかいうふうになりますと、指定取り消しとなります。これは全て教育委員会サイドで行いますので、できるだけ多くしていきたいというふうに思います。

(福島委員)

思ったよりも指定校が少ないというか、もうちょっと増えてもいいんじゃないかなという気がするんですが、あまり希望が出ないんでしょうかね。

(東島教育長)

理由は2つだと思います。1つは、確かに学校が忙しくなります。だから、3校については主幹教諭を配置をして、これに対応する人間を当てています。国は加配職員を配置しますが、期限つきで一定期間後は加配がなくなります。だから、加配がなくなると非常にその分の仕事はプラスして出てくることとなります。効果はあっても人がいないとなかなか難しいところがあるというのが1点です。

もう1つは、やはりこの中の学校運営協議会委員のいわゆる権限というのが、学校の運営に対して教育方針として意見を述べるわけですから、否定もできるわけです。それではだめですと言うこともできる。

それからもう1つ、人事について意見具申ができるようになっていきますので、佐賀の場合には、学校運営協議会から、こういう学校の特性を持っているので、こういうところに厚みを増してくださいとか、名前ではなくて、こういう人事配置にしてくださいという意見は受けて、それを考慮しながら人事をしていきます。

そういう意味で、校長としてみれば非常に厳しいです。方針がこれはおかしいんじゃないですかとか、この部分はこう変えたほうがよくないですかという意見を直接述べられるものですから、そういう面もあるということで、いろんな事情がありますけれども、だんだん学校のほうも地域に開かれた学校という視点から、今度は地域とともにある学校という視点で少しずつまた動きも変わってきていますし、意識も変わってきていますので、今後はこれがどんどん増えていく、あるいはふやしていかなければいけないというふうに思っております。

(福島委員)

加配があるとか、そういうメリットが確実にあれば増えていくんではないかなと思います。

(東島教育長)

当初のメリットはあります。

(中尾教育総務課教育政策係長)

加配も手を挙げた団体に全てつくわけではございません。県に加配の人数だけがおりてくるんですね。県の裁量でここに付きますというような形になるものですから、実際手を挙げた初年度につくか、つかないかというのは佐賀市のほうでは全くわからない状態です。だから、学校としては人の加配がなくて、移行期間の集中的な業務が増える、そういった業務負担は可能性はあります。加配がつく場合とつかない場合があります。それと、ついても2年間という期間が限定されています。

(東島教育長)

本来的にはもう今の定数法が何十年も前の定数法ですから、こういうふうな仕組みが変わっていったら定数法そのものを見直さないといけないのです。コミュニティ・スクールするためにはこれだけの定数ですというふうな、やはり定数枠というのを見直していかないと、なかなか増えていかないのが現実的です。

(伊東委員)

こういう場合は、イニシアチブは学校の校長先生ですか、それとも、それはコミュニティですから、誰が引っ張ってもいいでしょうけど、一番初めの芽をつくるのは学校運営協議会、しかし、それも地域の人が積極的に行く場合と、学校の校長先生がイニシアチブとる場合とあるでしょうけど、やっぱり一番初めは学校の校長先生でつながっていくのですね。

(松本教育総務課指導主事)

校長先生が地域の皆さんとつながっていらっしゃる。そういうやりとりを一緒に連携して授業を学校の中で行っていらっしゃる学校がやはりこのコミュニティ・スクールに移行しやすいというふうな形で考えていいかと思います。校長先生が権限と責任をお持ちになって補足することになると思います。

(伊東委員)

そういう指導も教育委員会としては校長先生に指導しているということなんですかね。

(松本教育総務課指導主事)

協議会は、佐賀市の教育委員会と校長の権限と責任のもとということになっておりますので、教育委員会と校長先生と一緒にというような形に考えていいと思います。

(田口委員)

それぞれの学校の評価で3年間の成果を、評価を見せていただいたわけなんですけど、それぞれの北川副小学校と赤松小学校だけではなくて、その小学校関連の交流だったりとか、中学校を含めて3校での相互の、途中でうちはこんなことやっているんだけどおたくはどうですかみたいな、何かそういうこともあったんじゃないだろうかと思像していますが、ちょっとそれぞれの学校の報告だけなので、このせっかくコミュニティで3校でやっているの、そこら辺の何か成果がもしあれば追加でご報告いただけたらと思います。

(松本教育総務課指導主事)

その3校で城南豊夢学園というのがありまして、その3校の連絡協議会というのが年に3回ございます。1学期、2学期、3学期ということで、その中でも部を形成して、その3校で一緒に学習を行っていくとか、地域での挨拶運動を行っていくというふうな形で、3校つながっている会議がございますので、連携した取り組みを行われております。

(岸川委員長)

先日は城南中のブラスバンドが北川副小に行って、コンサートをされています。

(田口委員)

何かそこら辺の関連があるのかなと思って質問しました。

(岸川委員長)

地域の方、OBの方とかも参加しています。

(東島教育長)

挨拶運動も、城南中の子どもが赤松小学校の校門前で挨拶する。

(中尾教育総務課教育政策係長)

もう1点補足をしますと、大体8月ぐらいに佐賀県のコミュニティ・スクールの研究大会というものを佐賀市が主導して開いています。その中で、市内の小中学校の先生方はもちろんのこと、地域の方ですとか、市外の学校の関係者の方にお集まりいただいて、今の佐賀市の取り組みですとか、県内の先進校の取り組みについてお話をさせていただいたりして、佐賀市からこういう取り組みを広げていっているということも、城南豊夢学園や松梅校と協力しながら今やっているところです。

(福島委員)

加配は最初の2年しかないということだったんですけど、今やっぺらっしやる城南とか松梅とかのところはもう加配はない状態でちゃんと運営ができていますかね。

(東島教育長)

主幹教諭という立場の人間を全学校に配置をしています。以前は赤松だけ置いていたんです。それから城南中に増やして、北川副小が最後に増やしましたが、これも要望として学校運営協議会から上がりました。人事配置上の要望の中に規定の定数じゃなくて誰かそういう方がおるといふことで、そうすると、もう主幹教諭以外ないものですから、主幹を加配として置いています。ですから、実質的には加配を置いたような状態にはなっているんです。

(岸川委員長)

ありがとうございました。特に今各校区でまちづくり協議会がどんどん今発足しているところでもありますし、そういったところと連携していけば、佐賀市の子どもに対する地域としての見守りというのがもっとできるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、報告事項(1)について、ほかになれば次に進みたいと思います。

続きまして、報告事項(2)「母子生活支援施設設置法人募集の結果について」、こども家庭課から説明をお願いいたします。

(久我こども家庭課長)

こども家庭課から母子生活支援施設設置法人募集の結果についてご報告いたします。

耐震強度不足が指摘されている佐賀市立母子生活支援施設につきましては、民設民営で建てかえを行う方針を平成27年9月の教育委員研修会でご説明をしたところですが、このたび母子生活支援施設を設置運営する法人を募集し、応募法人について審査した結果、決定いたしましたのでご報告いたします。

1番目の募集の概要でございますが、平成28年度までは佐賀市社会福祉協議会が指定管理者として運営しますので、29年度に佐賀市から施設の譲渡を受け運営を行いながら同敷地で建てかえを行い、平成30年度中に新施設を開設するというところで、社会福祉法人の募集を行いました。

2番目の募集の経緯でございますが、佐賀市のホームページ及び市報に掲載して広く公募し、2月19日の期限内に1団体から応募がございました。28年3月2日に選定委員会を開催し、決定したところでございます。

3番目の応募団体の概要でございますが、理事長富永ミツ子氏である社会福祉法人聖母の騎士会から応募がございました。法人の事業実績としましては、佐賀市でロザリオの園などを運営しているほか、唐津市で児童養護施設や保育園、大分県臼杵市で障害児や障害者の支援施設を運営されております。

4番目の審査の概要でございますが、母子生活支援施設設置運営法人選定委員会を設置し、5名の委員に委嘱し、書類審査及び応募団体によるプレゼンテーションの後質疑を行って審査いたしました。選定委員の構成は、学識経験者1名、ひとり親家庭関係団体1名、ひとり親家庭支援者1名、行政職員2名でございます。審査の項目といたしましては、法人の運営方針や第三者評価や監査への対応について、決算状況等による法人の状況について、母子生活支援施設でのソフト事業の提案について、母子生活支援施設の施設計画及び資金計画についてでございます。

34ページをお願いいたします。5番目の審査結果についてでございますが、各委員が審査要領に基づく評価を行いましたところ、評価点の総合計が642点で、市が設定した基準点465点を超えましたので、応募団体を特定いたしました。

なお、基準点は総合計の6割を設定いたしております。評価の内訳は下にお示ししているとおりでございます。

6番目の今後のスケジュールについてでございますが、これも下のほうにお示ししているとおりでございますが、28年度までは先ほど申し上げましたように指定管理者、佐賀市社会福祉協議会が運営いたしますので、今回決定した法人は、28年度中は新施設の建設の準備や佐賀市社会福祉協議会と運営の引き継ぎを行い、こども家庭課が施設譲渡及び土地貸付の準備を行うこととしております。29年度3月議会においてこども

家庭課から佐賀市立母子生活支援施設条例を廃止する条例案や建物を無償譲渡することや補助金に関する予算議案をお諮りする予定でございます。議案が可決されましたら、29年度において法人側は現施設を譲り受けて運営を開始し、改築に着手されることとなります。30年の3月議会において子ども家庭課は施設建設に関する補助金に関する予算の議案をお諮りする予定でございます。30年度中には施設を完成させて、新しい施設の運営を開始される予定でございます。子ども家庭課といたしましては、法人がスムーズに施設運営を開始し、入居者の支援が充実されるように十分に協力をしてまいります。また、教育委員会に対しましても、議会にお諮りする議案につきましては、まず教育委員会のほうにお諮りする予定でございます。

以上でございます。

(岸川委員長)

報告事項(2)について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(福島委員)

ちょっとわからなかったので済みません。審査項目の中にある母子生活支援施設のソフト事業というのは、具体的にはどんなものを審査されるんですか。

(久我子ども家庭課長)

ソフト事業ですね。母子生活支援施設でどういった事業をするかということで、例えば、母親に対してはこういう支援をしますよとか、そういったソフトの提案を受けたところでございます。

(岸川委員長)

結局実際に、この運営に係ることということですか。

(久我子ども家庭課長)

そうです。

(岸川委員長)

ここがこういった施設をされるのは初めてですよ。

(久我子ども家庭課長)

そうですね、はい。

(岸川委員長)

そういう面で、委員のソフト面の評価が6割ぐらいしかないので、少し不安です。ここに書かれるとおり極端に応募も少ないので、ちょっとソフトの提案もとうかなと思われました。

(久我子ども家庭課長)

応募は1団体だけではございました。評価が、ソフトの提案のところでも低かったというところは、その経験がないということもありますし、また母子生活支援施設がDV被害者の受け入れをするということもあって、そういった経験もないということで、これからは勉強したいということですので、それに向けまして、私たちも十分に協力をしていくということでございます。

(岸川委員長)

現在の名称は高木園ですが、名称はやはり変えられるんですか。

(久我こども家庭課長)

名称は法人のお考えになってまいります。

(田口委員)

この施設の入所者の定員が今どれぐらいで、同じ規模でというふうに認識していいかどうかの確認をさせていただきたいです。

(久我こども家庭課長)

今定員が19世帯になっておりまして、入居者が13世帯入っております。新しく法人が立てられるときには20世帯で運営をしていただくということで公募をしたところでございます。

(田口委員)

今13世帯とおっしゃっていますが、今の入所率としては、こんな感じですか、大体どんな感じでしょうか、19世帯の定員で今13世帯入居とおっしゃっています。今後とも、入居者が増えることはなく、大体13ぐらいだという考えでしょうか。

(久我こども家庭課長)

特に今の施設に関しては老朽化しておりますので、やはり受け入れとかを控えているところもでございます。

(柴田こども家庭課主査)

今、田口委員が言われた13世帯の件ですが、ここ何年かで見ると、平均的に13、14世帯ぐらいの入居率でございます。理由としましては、今課長も申しましたが、やはり建物自体がかなり古くなっている。それからお風呂が今共用になっていまして、個室にお風呂がついていないという状態で、お話があっても具体的には中を見られたりしたときに遠慮される方が一定いらっしゃるということと、もう1つは、母子生活支援施設というのが、県外でDV被害を受けた方が、佐賀県の母子生活支援施設に避難していらっしゃるということがありますが、それについても佐賀市の高木園の場合は、やはり建物が古く、建物自体がそういうDVから守れるような構造にはないということで、そういったご要望に対しても現在はお断りをしているというふうな状況がございまして、それらの点に関してかなり要望があっておるのですが、入居につながっていないという部分がございます。ですので、今後20世帯という定員になって少し増えることになるんですが、恐らくはかなり早い段階で定員近くまで入居になるんじゃないのかなという予測は立てております。

(田口委員)

もう1ついいですか。施設を開設するに当たって、今よりももう少しこういうふうなところが向上させたとか充実させたとか、工夫をしたというふうなところがあれば教えていただけたらと思います。

(久我こども家庭課長)

公募に当たりましては、20世帯の規準ということで、職員の配置も今現在が嘱託員を入れて6名の職員なんですけれども、そちらを11名までふやすということで、宿直体制を敷いていただくということも募集の要綱に入れているというところなんです。そして夜間の警備体制も宿直を敷くことによって充実させていく。あと心理士等も配置していただくということで募集要項に記載しているところでございます。

(福島委員)

ちょっと教えていただきたいんですけど、入居の要件で、資格要件としては、収入認定とか、あとお子さんに男児がいるとか何歳までとか、そういうのは、今までもそういう規準があって、これからも同じなんですかね。

(柴田こども家庭課主査)

基本的にはこれからも、福祉事務所のほうが入居を決定するので、福祉事務所が規準を持っております。ですので、それに関してはこれから先も基本的には変わらないかなと思っていて、その内容としては、子どもさんは原則18歳まで、ただ高校にいる間はまだ大丈夫で、事情がある場合には二十歳まではいいですよというふうな例外はあるんですが、原則は18歳までのお子さんが入居できる。それから所得条件に関しては特にはなくて、ただし、所得が大きい方に関しては徴収金が発生するというような仕組みになっております。

(伊東委員)

20世帯になったときに、いわば待機世帯、待機児童じゃないですけど、そういうのはどこまで想定されているんですか。もうゼロと思っていいんですか。今福祉事務所が入居関係の許可とか申請窓口なんでしょうかね。現時点でいいんですけど。

(柴田こども家庭課主査)

これは民設民営化をするしないにかかわらずの話なんですけど、やはり新しく施設がなるということによって、やはり人気といいますか、ある程度入りたい方というのは増えると思いますので、それによって、今は、言い方は悪いですけど、余り人気がないことによって余裕があるんですけど、それがかなりきつくなる。その結果として待機といいますか、入りたいというときに、佐賀市のここに空きがないので、そういった場合は、うちの場合はほかの佐賀県内の他施設であったりとか紹介とかはあるんですが、そういう意味ですぐ入れないということは、それは民設民営化をするしないにかかわらずあり得る話かなとは思っています。

(伊東委員)

現時点で想定される待機されている世帯というのはおつかみじゃないですか。

(久我こども家庭課長)

待機というか、ご相談はいろいろあるんですけど、家賃滞納とかでちょっとどうしても家を出なきゃいけないけど見つからないということでご希望される方はいらっしゃる、先ほど柴田が申しましたように、中を見られて、ちょっとこれではということでご辞退というか、そういった方が今多いのが現状で、待機というよりもご相談はあっているけれども、利用はされないという状況があります。

(伊東委員)

今、シングルマザーが増えていますよね。

(久我こども家庭課長)

はい。

(伊東委員)

ですから、シングルマザー対策としても非常にいい施設だと思いますのでね、その辺はなるべく情報を集めてもらって、希望者にはなるべく情報を流してやって入れるようにしてほしいと思います。

(福島委員)

一時保護は受け入れるんですかね、新しい高木園は。

(久我こども家庭課長)

新しい施設においても、一時保護用の部屋というのを確保するようにしております。

(福島委員)

それは20世帯とは別に。

(久我こども家庭課長)

別にですね。

(福島委員)

意見というか感想というか、運営主体が変わってしまうと、今まで市が直接見ていたので、スムーズにいていた部分が、監督者がいなくなることで、またここもノウハウもないと思うんですね。だから、うまく回らなくなってしまうというときに、この件に限らず、民営化したらちょっと大変な問題が起こってしまったということが前もあったので、民営化したからもう直接指揮監督権がないということで遠慮しないで、かなり情報共有とか、そういうのはまめに丁寧にされたほうがいいかなと思います。今までの佐賀市の高木園のほうのノウハウとか、そういうのもきちんと伝えて、なおかつわからない部分とかは何でも聞いてもらうような形にしないとですね。ちょっとそれは前あった事件ですごく大きな問題になったので、やはりそこはちょっと民営化したことで直接の県とか市の職員さんの出向がなくなったことで、そこがやっぱりぐちゃぐちゃになっていたと思うんですね。利用者、特に年の小さい子どもに被害が出てしまうので、ちょっとそこは遠慮せずに市のほうからどんどん手を差し伸べていていただきたいなと思います。

(岸川委員長)

これは当然予算を、補助金をつけるということですから、しっかりその点については、内容については監査的な部分はされるわけですね。

(久我こども家庭課長)

そうですね、はい。あと土地も無償で貸し付けるということになりますので、その契約更新のときとかにも十分に話し合いながら、また随時様子は見ていくと、措置をする際にももちろんかかわっていきますし、それも含めてずっと随時見てはいくということでございます。

(岸川委員長)

それでは、もうよろしいでしょうかね。

ほかになければ、報告事項(2)は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、報告事項(3)「平成27年度第5回佐賀市教育委員の会議の結果について」、社会教育課から説明をお願いします。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

資料35ページのほうでお願いいたします。第5回の社会教育委員の会議の結果についてご報告いたします。

2月19日に青少年センターのほうで第5回を開催しております。社会教育委員12名中9名の出席があったところでございます。議題としましては、27年度の社会教育

課と協働推進課、公民館事業関係でございますが、事業内容及び28年度社会教育助成事業補助金についてということで、2題の議題で協議をいただきました。

まず、27年度社会教育課・協働推進課事業につきましては、今年度の両課の実施事業につきまして事業成果及び課題等の報告を行っております。

35ページの中段のほうに主な意見をまとめておりますけど、かいつまんで申し上げますと、最初に子どもの体験関係につきまして、ふれあいキャンプとか、あるいは通学合宿、これは子どもさんたちに体験が重要あるというご意見がございました。ただ、子どもさんじゃなくて、親だけではなく大人が理解できるような、そういう講座もふやしていただきたいというご意見が上がっております。家庭教育支援事業関係につきましては、家庭教育の充実が現在課題だと。この家庭教育講座についてはぜひ開催数をふやしてほしいというご意見もありました。成人式につきましては、今回成人式のほうご出席もいただいたようでございまして、成人式来てよかったと思えるような企画をもう1つ、2つ入れてはどうかというご意見がございました。参加率が85%と上がっております。こういうのをまなざし運動の成果とも言えるんじゃないかというご意見もありましたが、参加していないこの15%に対して何らかの手立てが必要だというご意見がございました。地域教育コーディネーターにつきましては重要な役割を果たしておりますので、ぜひ増員をしてほしいというふうなご意見があったところでございます。

36ページのほうでございまして、まなざし運動の取り組みについては、若いOB、例えば、中学生とか高校生、小学校、中学校を卒業したOBのもっとわかりやすい、そういうところが参加できるような環境づくりが必要じゃないかというご意見が上がっております。それと、まちづくり協議会と公民館のかかわりに関しては、校区ごとによってかかわり方がばらつきがあると。公民館がどこまでやるのかと申しますか、事務支援関係をどうするのかというのをはっきりと明示する必要があるんじゃないかというご意見がありました。それと、公民館に関してはさらに評価制度を今行って、内部評価を行っておりますが、これにつきましても第三者評価のほうの取り組みが必要じゃないかというご意見がありまして、これらのご意見につきましては28年度事業実施等々の中で研究検討をさせていただきたいというご回答をさせていただいております。

2番目の議題としまして、28年度社会教育助成事業補助金でございます。この補助金につきましては、資料の57ページのほうに概要の表をおつけしております。この社会教育助成金につきましては、教育委員の皆様からも積算の根拠というところでご意見がありまして、27年度社会教育法第13条に基づきまして、社会教育委員の皆様のご意見を聞きながら、新たな積算の根拠等々の整理を行ってまいりました。27年度で4回ほど協議を行いまして、第5回という部分は最後のまとめという形で、ここにお示ししておりますような形で8団体について積算の根拠を今回整理をしております。

なお、この根拠につきましては、積算した額、補助金については28年度は、27年度の補助額を上限として、その範囲内で交付をするということで、社会教育委員のほうからもご理解をいただきました。今後につきましては、社会教育委員の会議におきまして、この団体さんの活動内容やあるいは成果に対して、社会教育委員とともに意見を聞く場を設ける。その後、補助金の適正な執行とか配分に関して検討をする。寄与するような仕組みをつくるということで、社会教育委員のほうからもご意見をいただきまして、これを受けまして、各団体さんとの調整を済ませておるところでございまして、この分につきましては、今回2月議会の予算のほうで議会のほうにもご説明をさせていただいております。

最後に、報告事項としまして、新青少年センターの運営についてということでご報告をさせていただきました。これは2月23日の定例教育委員会のほうで、第22号議案としてご説明した内容でございまして、新しい青少年センターの設置根拠、名称、あるいは管理運営体制等についてご説明をさせていただきました。その後、教育委員会にご報告をさせていただいたという流れでございまして、意見としましては、青少年センターは本来若者の利用の場だということで、目的外の一般利用の継続も行っておりますが、

これらについては若者の利用の阻害のないような運営をしていただきたいとご意見があったところでございます。

社会教育委員の会議につきましては以上でございます。

(岸川委員長)

報告事項(3)について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(東島教育長)

通学合宿、これ今現状は、現状維持、あるいは下降気味、あるいは伸びていっている。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

通学合宿は大体公民館のあるところでやって、旧町村のほうでもやっています。以前なかったところも新たにつくっていったということで、その分を見れば伸びたかなと思っていますが、実際の現場サイドでいくと、やはり地域の負担も大きいということで、現状維持の段階であるのかなということで思っています。

(東島教育長)

それから、家庭教育講座、この重要性を非常に指摘をされていますし、この分のずっと今まで、やっと新入学の説明会のときから少し柔軟にはなったけれども、その重要性を説くためには、やはりいつどこでするかというのは非常に課題になるわけですね。そこら辺のところをどういうふうにしていくのか、ちょっと検討していくときに来ているのかなというふうに思いますし、それからもう1つは、各課から出ている学校現場へおろしているものについて一度整理してみなさいと、これは確かに感じる時ありますもんね、受ける学校側というのは大変で、受け皿がもうとにかく満杯の状態に、いろんなものをお受けになって、そこら辺が果たしてできるのかどうか非常に厳しいなということで、ちょっと後でお聞きしたいんですが、それから地域コーディネーターの増員、今のところローテで回しておりますけれども4名の体制で回していますが、増員の可能性が秘めているのか、現状で見たときにどういうふうにそれを分析して判断しているのか、ちょっとそこら辺を。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

まず家庭教育講座です。基本的に、実際に聞いていただきたい保護者の方になかなか聞いていただけない。以前はPTAとかの研修とかに参加させていただいて講座を開いていたんですけど、その後、入学時説明会であれば、どこの保護者の方もご出席いただくということで、入学時説明会のほうで実施をさせていただいております。現在、昨年も55校全部のところでは実施をしているところですけど、学校側からは、入学時説明会はいろんな説明関係がある。時間的にタイトだということで、そこら辺のご相談は上がっております。ただ、学校のほうとしてもご協力は今させていただいているところで、この入学時説明会については継続して続けていく必要があるかなと思っています。

それと、あと1つこの家庭教育のほうのアクションとしては、小学校の入学、中学校の入学じゃなくて、あわせて保育園とか幼稚園の仕掛けも必要かなということで、講師を派遣するという格好で、去年からもやっておりましたけど、何校区かの幼稚園とかはありまして、そこら辺をもう少しPRをして、幼稚園、保育園等々の講座を進めていく必要があるかなと思っています。あと学校関係に教育委員会なりからおろしている事業との兼ね合いということはあるんですけど、なかなか難しいところはあるかと思うんですが、一度学校教育課、あるいはこども教育部のほうにご相談をさせていただく必要があるかなと思っています。

それと、地域教育コーディネーターです。今4名配置をしております、基本的に2年間で、長ければ3年という形で回して、次の学校にということで回しているところで

す。基本的に前年度にまず学校からの希望をとります。現時点で申し上げますと、希望が1件とか2件とかいう形で、4名で回せているのかなという判断は今しているところです。というのが、学校のほうからは要望をしたいと。ただ、地域の方で、この地域教育コーディネーターにふさわしい方というのがなかなか選びにくいという面があるのかなと。それはなぜかという、地域教育コーディネーターを2年間していただいて、それが終わった時点で、その方をキーにして地域と公民館等をつないで学校との連携を続けていただけるということで、大体そこの校区の方を教育コーディネーターということでお願いをしております。ですので、今の教育コーディネーターの方々も鍋島と開成とかいらっしゃいますけど、終わられても、それはまだ引き続き学校とつなげていくというふうな格好だと思っています。ですので、現時点では予算的な面での人数増というのは財政課のほうとの協議があるかと思うんですが、現時点で要望がいっぱい上がってきて、すぐにふやすというところまでは来ていないのかなという判断はしているところです。

(山口委員)

それとちょっとつけ加えて、先ほど保護者の方の研修会の話が少し出たので、ちょっとご意見を申し上げたいと思うんですけども、以前私お伺いしたときには、お話をされる内容は学校側からのリクエストがあってという話をお伺いしたんですが、私何回かその保護者研修会というのに参加をさせていただいたんですが、いろんな話を聞く中で、ある程度手を挙げられて、団体さんというか、お話をされる方のリストか何かがあるんですか。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

家庭教育講座は大体今正確な数字は把握しておりません。13名かそのくらいを毎年登録をしております、IT関係から子どもさんの読み語りとか、いろんな分野で講座を持ってあります。その中でリストを出しまして、学校のほうからの要望に応じて派遣をするという形をとっております。

(山口委員)

そのリストの登録の仕方なんですけれども、その雇用、お話をされる方というのは、一度例えば、教育委員会のほうでそれを聞いて評価をするとか、そういったことはされていないのか、手を挙げれば誰でもそのリストに載ることができるんですか。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

実際に私が聞いたことはないんですけど、継続的に要望をされている方、講座で登録される方は継続しています。新たな登録の方にはどういう内容なのかという内容を聞いて判断をしていると。基本的には手を挙げていただければ、いろんな分野の方がいらっしゃいますので、登録をしていきたいなということで考えます。特に少年サポートセンターとかも、ITサポートステーションとかも登録はしていただいているところです。

(山口委員)

何でそれをお伺いしたかという、いろんな話を聞いていく中で、やっぱり保護者も学校側もとても貴重な時間を割いているんですけども、それぞれのお話の仕方というのがあるので、それはそれでよろしいかとは思いますが、中身がとても充実したお話をされる方と、ああ、ちょっと、こう言うは大変失礼なんですけど、ちょっとつまらなかったなという、余り保護者側からん一つという、どうだったんだろうねというようなお話があるところもあるので、そうになると、なかなかまた保護者が足が進まなくなってしまうので、せっかく貴重な時間を割いていただくのであれば、やはりその年代、年代に合ったずしっと来るようなお話をしていただくところは登録をされたほう

がいいのではないかなと思いましたが、ご意見としてお願いいたします。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

説明会の折にアンケートもとっておりますので、そのアンケートの結果を講師のほうにフィードバックはしているところです。

(山口委員)

ありがとうございます。

(福島委員)

それは、今山口委員さんが言われたことはよく耳にしますので、せっかく親さんがみんな集まる機会ですので、もっとこれを伝えたいというのをばしっとやったほうがいいのではないかなと、この際だからと私も思います。例えば、携帯の問題とかですね。

(岸川委員長)

以前はそういった研修会の際にも、それを利用して啓発活動をするべきじゃないかというふうな危険性ですね、危険性とか・・・。

(福島委員)

そういう最も伝えたいことをパンフレットつきかなんかで、ばしっとその機会に伝えるべきなんじゃないかと。2回目以降は皆さん、PTAさんも来られないと思うんですね、難しいですね。ぜひそれはやっていただければなど、唯一のチャンスというぐらいなので、ぜひご検討ください。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

確かにIT関係、スマホとかは学校からの要望は多いです。その講師がかぶってしまうときが多々あるんですよね、特に入学説明会とか。ですので、そこら辺は調整をしていきますし、あと、講師のいろいろなバージョン、面がございますので、そこは講師の方集まっていたところで反省会とか、あるいは事前の教育協議会、研修会もやっておりますので、そこで先ほどのご意見等々は少し反映をしていきたいと思っています。

(福島委員)

DVDを15分ぐらい流すとかですね、誰がやってもできるような形にしてしまうとか、パンフレットもつけるとか。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

保護者とか学校によっていろんなパターンがあるんですよね、ここは聞きたい、それは去年聞いたからとか、ここは去年したからと。ですので、パターン化というのはなかなか難しいところがあって、いろんなバージョンを広げておきたいなと思っています。

(伊東委員)

特に、今スマホの低学年の被害がどんどん増えていきよっじゃないですか、小学生のスマホに対しての教育とかね。そっちのほうの研修あたりも、保護者も含めて徹底してやっていただきたいなど、最近特に思いますのでね。

(中島社会教育部副部長兼社会教育課長)

その辺はPTAさんのほうでも、いろんなマニュアルとかもつくられております。で

すので、PTAのところでそういう研修会とかで保護者の方集めていただけたところにはうちのほうからも派遣するという別の事業も、この中で別枠も持っておりますので、そういうところで対応していただければなと思っております。

(伊東委員)

できるだけスポットじゃなくて、継続して、事業消化的にスポットですると、それがあんまり身につかないんですよ。ですから、継続的にしていくということも念頭に置いていただいて、できたら、その効果がどこに出たのかなというのをチェックで、検証の制度というものも踏まえながらやっていただくと安心して勉強に行ったかいが出てくると思いますけどね。

(福島委員)

結構、寝てしまう方が多いというふうな話もよく聞きますので、やっぱり1回目がそれだと2回目からもう二度と来るまいと思って、それっきり足が遠のくという人も結構いると思うんですよ。なので、1回目がやっぱり大事だと思います。そのときだけはおもしろく、ぎゅっとつかむような感じでやっていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

(田口委員)

導入の際として2年目とさせていただいているんですけど、ちゃんと全員の評価をいただいて、長かったとか、おもしろくなかったとか、何%とちゃんと評価いただくんですけど、それと自由記述欄もばつとくるので、受けるほうもかなり、1時間ぐらいの、50分ぐらいの時間でさせていただくんですが、反省しながら聞きました。

(岸川委員長)

そしたら、報告事項(3)はこれで終わらせていただきたいと思います。

ちょっと一旦中断させていただいて、三瀬中学校の表彰を行うということで、約10分程度休憩させていただきます。

午後4時02分 休憩

午後4時13分 再開

(岸川委員長)

表彰式で中断させていただきましたが、再開させていただきたいと思います。

それでは、報告事項(4)「少年スポーツのあり方についての取組方針に関する経過について」、スポーツ振興課から説明をお願いいたします。

(山口社会教育部副理事兼スポーツ振興課長)

当日配付資料を4つほどお渡ししているかと思っております。1つが取組方針に関する経過ということで、23日の定例教育委員会後の取り組み内容を説明させていただきたいと思っております。もう1つは、議会のほうで一般質問の内容等についての概略をまとめた資料が裏表両面で1枚、それと少年スポーツのあり方についての取組方針、これにつきましては、2月23日に審議を経て決定させていただいておりますが、内容に影響のない範囲で文言等の整理をさせていただいておりますので、後ほどご確認ください。

もう1つは、学校体育施設の利用マニュアルということで、委員のお手元にだけ配付させていただいております。

それでは、1枚目の取組方針に関する経過についてのところから説明をさせていただきます。

中ほど2月23日に定例教育委員会で取組方針について審議し、決定しております。その後、26日に小中学校の教頭会がありましたので、その際、学校体育施設利用についてのさまざまな疑問点等も出てくるかと思ひまして、具体的に施設利用マニュアル

等々について内容を説明させていただきましたが、時間が限られておりましたし、方針についてのより詳しい内容もということでしたので、年度を改めて新年度、学校が落ち着いたころに少ししっかりと時間をとって再度説明をさせていただくとともに、学校の状況等も聞かせていただく機会をつくろうかと思っております。その後、2月29日に議会の文教福祉委員研究会で、方針までの経過とその方針の内容の説明をさせていただいて、委員の方からの質問に答えております。その後、3月3日から11日にかけて2月議会で6名の方から一般質問を受けておりますので、それについては後ほど別添の資料で説明させていただきます。3月4日にはPTA協議会でこの問題も以前から取り上げられておりましたので、取組方針の説明をさせていただいて、それについては4年ほど前からこの課題についてはPTA協議会のほうでも議論を進めていたという点の確認と、もう1つはやはり佐賀市で取り組む際に、ほかの地区、佐賀市外との差が出るのではないかなという質問もあっております。その回答については、議会の説明の中で説明させていただきます。3月8日には各学校に取組方針とマニュアルということで通知を上げております。今後の予定については、議会のほうの説明の後に説明させていただきます。

続いて、一般質問の内容です。6名の議員から出ておりますが、主な質問項目と回答ということで5つほど上げております。1つは、やはり提言内容についての説明に対して新聞報道がありましたので、そこでの整合性という点での質問が上がっております。基本的には取組方針というのを4つつくって、それについて28年4月から実施と考えているが、望ましい運動量については学校体育施設開放運営委員会等で調整も終わっているところがありますので、それにはなるべく早い時期に移行できるように働きかけていくということで、ここを全市一斉に進めるというわけではないですよという説明をしております。

もう1つが、試合を除いておりますので、練習3日、試合2日できるんじゃないということをおっしゃっております。そういう質問に対しては、これは多分保護者とか指導者なりから議員の方が聞かれていることかと思いますが、望ましい運動量ということで理解をさせていただくというのがまずこちらからの回答の一つ。やはり小学校の時期にやり過ぎることのないように適正な回数、時間に配慮していただきたいということでこの点を確認したところです。

次のページですね、3つ目が先ほど言ったように、その公平性、ほかのところ、学校体育施設以外も含めてかと思いますが、公平性に欠けるんじゃないかということをおっしゃっております。それについては、利用施設にかかわらず、望ましい運動量という考え方をきちんと答えておまして、それに対して周知を図っていくという形にしております。社会体育施設等については、この現在の取り組みを進めていく、まずそれを先に進めていって、その後検討をしていくという形になるかと思いますが、取り組み内容を十分理解してもらうための実施期間というものもしっかり時間をかけてということでおっしゃっておりますが、やはり少年スポーツの現状ということでの課題解決という意味では、できるだけ早くできることから取り組んでいくということで回答をさせていただいております。そのために、学校現場としても取組方針に基づいて利用させていただくために、利用マニュアル等で取り組むことにより、実践がしやすいような配慮をしているところです。

それと、5つ目の質問は、直接の少年スポーツクラブの取組方針というよりも、やはり競技ごとにばらつきがある。きちんと世代ごとの指導の位置づけ等も含めたところで指導者資格等も望ましい資格取得を、きちんと位置づけしているところもあれば、余りそういうところまで配慮を求めているわけではないということも競技ごとにさまざまな状況があって、少年スポーツというくくりで競技を横断するような組織、富田林市とか千葉市なんか少年スポーツということでの競技を横串にしたような組織化をして、取り組みを進めているというような事例もあるということで、佐賀市の場合もそういうふうにとったらどうかということで提案させていただいております。競技団体が加盟

している市の体育協会等とも今後協議・研究を進めていくというような取り組みの仕方になるかと思えます。

もう一度1枚目の資料に戻っていただいて、そういった流れがある中で、今後の予定としましては、まず相談窓口についてはスポーツ振興課のほうに4月から設置をして相談を受ける。相談の受け方としては直接来られた方の面談、電話での相談、ホームページ等からインターネットを利用してメールで来るような内容、そういったものがあるかと思えます。それに対しては、職員なり嘱託職員の中でスポーツに少し専門性が高い嘱託職員がおりますので、そういった形で複数で対応していくことにいたしております。必要に応じては、関係者、種目団体等々も交えて具体的な面談で課題解決に向けて取り組みができる仕組みを作るようにしております。

もう1つはやはり、指導者、保護者に対して、研修会、講習会等については適宜実施するなり案内をするなりということで、積極的に参加していただけるような仕組みをつくっていくと。また、指導者についても資格を取得していただきたいということで情報を発信していきたいと思っております。また、学校のほうに利用登録団体ということで登録されますので、そういった団体ごとの練習の総時間等を把握する。また、その把握した内容について指導等が必要であれば個別に対応していきます。

最後は関係団体、体協、種目競技団体、そういったところに今回の取組方針、提言も含めて説明する機会を積極的につくって取り組んで理解を深めて、一緒にやっていければというふうに考えております。

説明については以上です。

(岸川委員長)

報告事項(4)について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(伊東委員)

何度も質問なり意見なりしましたので、もうやりたくないのが心理ですけれども、ここに2つの新聞切り抜きを持っていますが、この中で前にも申し上げましたように、練習不足により競技力低下、あるいはけが、これは実際に指導している人の中に入っていくと、これはあり得ないんですね。

それからもう1つは、私が一番ここで問題にしたいのは、実施内容を市教委でしっかり検討すべきだったのでは、これ実際に検討しているんですよ。こういう文言が新聞紙上に載ると、教育委員会は何をしているのかと、ここが僕は一番遺憾にあるんですね。ですから逆に言うと、もっと質問する人は現場で勉強してから質問しなさいということをおっしゃりたいです。本来なら新聞記者さん見えていましたのでね。僕は新聞記者さんには言いたかったんですけど、やっぱりもっと現場の内容を知ってこういう記事を書いてほしいというふうに思いますね。ただ、こういうことを言っても一緒ですから、ここまできちんとルートをつくられて、ここまで持ってこられたことに対しては、特にスポーツ振興課の皆さんに敬意を表したいと思えます。ただ、問題はこれからですよ。「やっぱりあいたちが言いよったばってん定着せんやったやっか。」ということがないようにですよ、ですからこれは粘り強く、私は専任者でもしばらく半年ぐらい、専任者を決めてでも、特に現場指導で軌道に乗るように、これはもう本当3年がかりぐらいかかると思えますのでね、ぜひ山口課長を筆頭に定着をするように、これは非常に僕はいいい提言だと思うんですよ。ですから、ほかの委員の皆さんがどう思われるかは知りませんが、我々が審議した内容がある面では曲解されて報道されていると。これをもとに市議員さんが質問されているじゃないですか。私も傍聴をしていましたけどね。

ただ、これからは、これまではそれなりの問題が出るのは想定の上でしょうから、ですから、反対意見の人は言いやすいですよ、賛成よりも、声高く言えば。ですから意見を言われた方は、もうスポーツそのものの勝利主義の現場からの声をそのまま言われていたようですよ。ですから、ぜひこういう人たちに負けない、やっぱり子ども視

点ですよ、子どもが中心ですからね。ですから、バーンアウトとか燃えつき症候群に子どもたちをなさないように、もう私も実例をいっぱい知っていますよ、勝利主義に指導したおかげで、社会人になってすぐノンプロに行って肩壊したとかね。ですから、ぜひ大変でしょうけど、私も微力ながら現場で協力を徹底してやりますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

(山口委員)

決まっていれば教えていただきたいんですけども、今後の予定の中に、研修会と講習会等の実施、平成28年度は間もなく入りますけど、研修会の予定等は何か決めていらっしゃるのかということと、あと利用団体の練習日数と練習時間等の把握というのもいつごろ一斉にいただくのか、年に何回とか、そういうことがもし大まかにでも決まっていれば教えていただきたいのですが。

(山口社会教育部副理事兼スポーツ振興課長)

1点目の研修会、講習会等については、市が主催するもの以外にもさまざまありますが、市のほうではどちらかということ、市の体協とスポーツ少年団との合同研修会というのが、時期的には年度の後半に予定をすることにしておりますので、それまでは県の指導者講習会とか、それ以外のところの講習会、研修会等を紹介していきたいというふうに思っております。

もう1つの利用登録団体の練習日数とかについては、各学校で利用登録団体の登録内容を把握するような様式もつくっておりますので、そういったものが出そろい次第、こちらのほうでトータルで管理して、実態を把握したいと思っておりますので、年度のこれは前半のほうでできるかなと思います。

(山口委員)

ありがとうございます。

(岸川委員長)

それと私から、非常に私が懸念しておったのは、この試合に関する取り扱いですね、練習と公式戦と。ここにもあえて質問が出ていますけどね、土日利用できるということ。ですから、もちろんこの文言でいけば、書いてある部分でいけば、実質的にはできますよね。ただ、できますけれども、基本的には子どもたちの体を守ることが目的であるということ、やはりいろんな競技団体にですね。実質土日しかできんと思えますからですね、練習試合にしろ公式戦にしろですね。この練習試合を通じて、その学校で使わなくても、ずっといろんな学校を渡り歩いたようにしてしよったら、結局提言をした意味がなくなっていくので、そのところはもうはっきりと、いわゆる野球団体を通じてですね。これはもう巻き込んでいっていただきたいなというふうに思うところですよ。

(伊東委員)

済みません、ちょっとこの件で。この問2のところ、まさしく私先ほど言い忘れましたけれども、やっぱり練習試合は本来言うと省いてほしかったですね。練習試合まで入れるとなし崩しになる可能性非常に高いんですよ。ですから、私は大会というだけで本当によかったんじゃないかなということですね。

(岸川委員長)

練習試合でしょう。

(伊東委員)

練習試合。練習試合と本試合、もう二股になったので、前の文章では練習試合入って
いなかったじゃないですか、僕はここが非常に後退したなど。ですから、後退したこと
を引きずらないように、先ほども言ったように、私はこの練習試合は本当は入れてほし
くありません。この文言は委員会でも、それからこの委員会でも審議委員会でも
出ていないですよ。これがどこかで2日間になってしまったと。ですから、この辺を
うまく利用すると、今までと全然変わらないような指導方法になってしまいますから
ね。ですから、この辺をやっぱり少しずつ歯どめをかけていくような施策をですね。

以上です。

(東島教育長)

今の件で、方針の中には試合を除くとしているんですね。その中で練習試合と、公式
試合と両方あるんですが、その判断は指導者のいわゆる子ども理解にかかっているわ
けですよ。だから、何でもかんでも制限をこっちで細かくすることが逆に反発を招くと。
だから、啓発の中で試合というのが公式試合になるだけなんですよというふうな方向に
は今後とも持っていけると思いますね。そのための研修、子ども理解、これを進めてい
って、適切な運動の量と質、これを求めていって、練習試合はほどほどにして、公式試
合は公式試合として認めるけれどもという、私どもの方針そのものをこれから少しずつ
枠が出てくると思います。これは今後の動きの中で、この方針をどれくらいまた条件づ
けしていくのかというのは、出したからそれでおしまいではないとは思っていますので、
研修を繰り返しながらこれをどういうふうにしていくかと、そのためのやっぱり実
証、検証をしていって、どこに課題があるか、ここをやっぱり明確にしていかなばいか
んだろうと思います。だから今伊東委員さんおっしゃったように、本来的には練習試合
は望ましくないんですよ。でもそこまで練習試合、試合というふうにして書き込むと、
またここに対する反発が来るものですから、そこら辺のところをちょっと和らげたん
ですね。だから、今後はその方向性はきちんと持っておきたいというふうに思います。

(福島委員)

その点で私も思ったんですけど、これから実際運用が始まると、これは試合なのかと
いうことで、現場で解釈をめぐってトラブルというか、相談が出てくると思うので、ち
よっと教育委員会のほうとしてもそこをサポートしてあげないといけないのではない
かなと思うのと、この取り組みの効果についてまた検証して報告して、またそれを啓発
に使うという形で、できるだけ皆さんの理解を得るように、それが皆さんに浸透するよ
うに、そういうのをずっと繰り返していかないといけないのではないかなと思います。
もう4月から運用開始なんですよ。なので、そこで、これは試合じゃないとかこれは
試合だと、多分いろいろトラブルになると思うので、ぜひ対応をしてあげていただきた
いと思います。

(岸川委員長)

その場所を使うそのものより、すること自体が負担になりよるわけですよ。土日を使
って、この場所では使っていないけれども、ほかの学校に行って練習試合しよったら疲
れる。負担になっているのはもう一緒だから、その辺のところをやっぱり指導者の方
たちに理解してもらって、月曜日にもうぐたってならんようにしてもらいたいですね。

(江副社会教育部長)

私のほうから、この件につきましては、議会のほうで先ほど報告があったように、6
名の多くの議員の方が質問がありました。私も本会議場で答弁に立つほうだったんです
けど、ここでちょっと幾つかの質問項目出しています。曲げなかったのは、これは教育
委員会の方針であるということで、28年の4月から取り組んでいくということは曲げま

せんでした。今の過度な練習を行うという実態を踏まえると、これは急いでやるべきだということです。4つの方針の中で、やはりその3つ目の利用制限という言葉に皆さん方は一番ひっかかったと。そこはやはり、こちらのほうとしても、この1枚紙のスケジュールを見ると、非常にタイトな時間の中で方針立ててきた経過もありましたので、現場が混乱したのも事実です。それについては、事務局としてもやり方だったり説明が不足していたというふうなことは、議会の中でもこちらのほうで反省の弁は述べさせていただきました。

ただ、今先ほど伊東委員さん言われたように、議員はやはり地元クラブチームだったり、そういった地域の団体を抱えていますので、そちらの声がやっぱり一番強いということで、確かに学校の運営委員会だったり、あるいはその説明会の中でもある種、その競技団体のほうからの声大きい。その中で、何で佐賀市だけが先行してやるのかと。それを裏返せば、佐賀市が先行することによって、ここがちょっと混乱の部分ですけど、佐賀市の競技力が落ちるんじゃないのというふうな声はまだ最初聞こえていました。そこは我々は答弁の中で、誰のための方針だということで、あくまでも子どもの体のことを、心身のことを思っただけの制限だよというふうなことで首尾一貫通しましたが、その声は聞けませんでした。最終的にですけど、この議会の——もう終わりました。終わって、あしたもう閉会になりますけど、先ほどの文教福祉委員会初め、多数の議論が本会議場の中でなされたので、それに対して、議会としての決議が出るような予定になっています。それは、やはりまだ周知不足じゃないかと、論点はですね。その競技団体等々について、きちんと説明しないと学校施設だけを制限しても一緒じゃないかと。クラブチームとしてはほかの社会体育施設だったり、民間さんもあるんですけど、そういった施設を使って練習をしているじゃないかと。その兼ね合いはどうするんだということで、まず競技連盟だったり協会だったり、そちらのほうにきちんと周知を、この取組方針の周知をまずすべきだと、理解を求めるべきだと、そういった動きを早急にやってほしいと。逆に言ったらそれをやらないと形骸化してしまうというおそれもあるということと、あとは実際、学校体育施設の利用が、もう調整が終わっているところもあるので、逆にそちらについては、逆に言ったらどういう状況になったかというのを当然うちも把握しなきゃいけないし、それは早々に福島委員言われたように4月早々、来年度の計画がどう変わったのか、変わっているところも多分あると思うんですよ、その辺が利用制限がかかったりですね。それは多分、足並みは今回4月からそろっていませんけど、そこら辺は状況をきちんとこちらのほうも把握をして、この1年かけたりとかいろんな部分の多分検討材料が出ると思います。その辺を踏まえて、修正だったり、あるいはやり方を、説明の仕方を変えとか、まずはその指導者の資格認定を先にするとか、そういったところの取り組みはアレンジしていく必要があるのかなということで、議会側も今回はそこを決議の中であした、佐賀市議会として佐賀市教育委員会に対して、恐らくその辺の要求と、要望という形で、前回18年度に議会側から例の指導者教本が徹底されていないというふうな附帯決議が出ました。それと同じような形で議会側も今度は社会体育団体とか関連の団体に説明をきちんとすることとか、幾つかの要望事項として議会から出るというふうな今準備作業をあしたの閉会に向けてされている様子です。それは一応報告をしておきます。

いろいろとお世話をかけましたけど、皆様方教育委員会の取り組みについては、先ほど伊東委員言われたとおり、やっぱり一石を投じた部分がもちろんあります。これは子どものことを教育委員会として考えるんだったら、そこはやっぱり至急取り組んで、その中身についてはもっと徹底する必要がありますけど、その辺を修正かけながらも事務局として、かなり重い部分が出てきました。社会体育団体、いろんなスポーツクラブ、あるいは競技団体に話をつけていくという作業が入っていきますので、一遍にはできないかもわかりませんが、そこは教育委員さんたちのお力もお借りしながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

(岸川委員長)

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。また引き続き逐一経過をご報告いただければと思います。

続きまして、日程6の「その他」の事項に移りたいと思います。

学事課から学校給食費についての報告があるそうですので、ご説明をお願いいたします。

(梅崎学事課長)

その他のところで追加させていただきました。来年度の学校給食費につきましてご報告を申し上げます。

基本的には今年度と変わっておりません。1番のほうの中部学校給食センター、ここは選択制弁当方式をとっておりますので、それ以外の小中学校ですが、年間の給食費につきましては、1食当たりの単価に給食の実施回数を掛けて、これは学校によって異なりますが、算定しております。この単価につきまして、小学校が235円、中学校が270円ということで、最初のほうに単価を書かせていただいておりますが、この単価で、今年度と同じ単価でまいりたいと思います。中部学校給食センターにつきましては、選択制の弁当方式ということで、希望者のみ中学校に供給をしているところでございます。これにつきましても、今年度と同じく28年度250円でまいりたいというふうに思います。3番目のミルク給食ですが、これにつきましては、小中学生全員牛乳を供給いたしております。下のほうに書いておりますが、学校給食用の牛乳が今度48.41円ということで、現在47.87円で0.5円ほど値上がりします。この単価につきましては、県のほうで県内の統一単価ということで指示がございますので、この単価でまいりたいというふうに思っております。みかん果汁につきましては、今年度と同じ単価です。学校給食費につきましては来年度も、引き続き今年度と同じ単価でまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

(岸川委員長)

今の報告について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(東島教育長)

牛乳、みかん果汁の補助額は。

(梅崎学事課長)

牛乳については、今年度から補助がなくなりました。全国の平均を見て単価を決めるということで、佐賀県については、その差がないということで、来年度から補助がなくなりました。

(東島教育長)

みかん果汁は。

(藤田学事課保健体育係長)

ありません。

(東島教育長)

給食費の中からみかん果汁も。

(藤田学事課保健体育係長)

ミルク給食のところはミルク給食費の中から支出しています。

(東島教育長)

大体年間何回ぐらい。

(藤田学事課保健体育係長)

少ないところ多いところありますけれども、みかんについて言いますとゼロ回のところもありますし、8回程度出されているところもございます。

(東島教育長)

今任意であればね。

(福島委員)

余り本質的な質問じゃないんですけど、みかん果汁の供給回数というのはじゃ、学校によって違うんですか。

(梅崎学事課長)

学校によって違います。

(福島委員)

佐賀市内であっても。

(梅崎学事課長)

はい。

(福島委員)

ゼロ回のところもあるんですか。

(梅崎学事課長)

あります。

(福島委員)

それもかわいそうですね。

(東島教育長)

そうですね、だから給食費に反映していますから。みかん果汁も41円出せば、その分主食を抜いて絞らにゃいかんですもん。

(岸川委員長)

ほかはないようでしたら……。

(伊東委員)

その他でいいですか。先ほどちょっとキーワードだけ申し上げましたけれども、広島の府中の自殺、立ち話で進路指導だとか、データが間違っていたのがそのままとかですね。ですから、これは問題が起きるとすぐ再発防止だとか出てきますけど、やはり問題が起きる前にどう静めるか、あるいはなくしていくのかということだと思いますのでね。今の佐賀市の進路指導の状態というのは学校でばらばらなのか、あるいは教育委員会がきちんとそういうマニュアル的に進路指導をこうなさいよということをしているのか、その辺ちょっと教えてほしいんですが、今の現状を。

(中村こども教育部副理事兼学校教育課長)

基本的には学校が進路指導を行いますので、教育委員会でこのようにしなさいというマニュアルをつくっているわけではありません。ただ、昔はどちらかという、大体子ども点数にあわせて、あなたはここ無理だから、この学校にしなさいみたいな半分強制的な進路指導を行われておりましたが、今はやっぱり保護者や本人の意思を尊重し、ただ情報の提供はするようにします。そこを受けたいなら、少なくともこれぐらいの点数をとらないと厳しいですよ。だから今後どうしてもそこを受けたいなら、こんなふうにして勉強していきましょうねということをお伝えをするということがあります。それから、生徒指導上の問題で生徒指導を変えざるを得ないというのは、これは確認しましたが、佐賀市内ではございません。実際に例えば、受験前、申し込みとかを出す前に大きな問題を起こしたとかなら別ですけど、例えば、1年生、2年生に今回のような、例えば、万引き事件とかそういうのがあったにしても、その後指導して、それを本人がきちんと改心をして生活が戻ったということであれば、そのことを原因に推薦を出さないということはないということをしております。それから、そのためには必ず会議等を開いて、そして子どもの状況を全部把握してから推薦を出しますし、校内の推薦委員会というのは何回も行われるんですよね。私も中学校のときに行ったときには、その推薦委員会に入って子どもの状況をずっと確実に調べてからしておりましたので、今回のようなミスがなぜ起こったのか非常に疑問点がありますし、推薦委員会の中でのあんた推薦せんよというのを立ち話で本人に言うということは絶対あり得ないですよ。だから、そういうところが非常に疑問に思っています。一応テレビ局からもこれを受けて、佐賀市では何か考えていらっしゃるのかというのをNHKからありましたが、佐賀市ではそういう状況が考えられないので、今のところ各学校での進路指導を信じてお任せをしていますということをお伝えをしています。

(伊東委員)

恐らく府中も考えられていなかったと思うんですよ。それが突然、ということは、データが出ると、例えば、1年間のそういう問題、万引きとか、それを3年に延ばしたりとかですよ、データそのものがそのまま、日数がそのまま引きずっていくとかですね。ですから、今回で佐賀市の実態を、これを踏まえてどうだったのという調査はされたんでしょう。

(中村こども教育部副理事兼学校教育課長)

今回の事案を受けて、各学校に進路指導上での問題がありますかということで事件に関して問い合わせをしましたけれども、今回は一切なかったということで回答をいただいておりますので、今のところ大丈夫かなと思っております。

(伊東委員)

はい、わかりました。

それで、もう1つ先ほど熊本の話をしました。去年の3月、自殺で飛び下り。僕は今、非常に子どもが安易に死を選ぶって多過ぎるじゃないですか。その辺で、死に対しての道徳教育、この辺は実際どうされているんですかね、市は。佐賀市として。

(中村こども教育部副理事兼学校教育課長)

佐賀市は、あれは長崎の事件だったですかね、あれを受けて、いじめ・命を考える日というのをつくっておまして、毎月1日にそのことについて全校で取り組むというのをやっております。ですから、これは人権・同和教育もそうですし、それから道徳の授業もそうですし、それから毎月の全校朝会でも毎月1日に行っています。1日ができないときには、その1日前後の日を使って職員が、または生徒が、または担任がいじめと

か、それから自分の命の大切さとか、そういうことについて考える取り組みをしています。それから、例えば、助産婦さんのお話を聞くとか、それから身ごもっていらっしゃる方に命のことについてお話をさせていただくとか、各学校やっぱり命について非常に熱心に取り組まれています。それを全校分毎回集めて、学校情報として流して、ほかの学校の取り組みを積極的に活用していただくようにしているので、佐賀市はその事件以来、この取り組みがほぼ定着しているのかなと思います。ただ、やっぱりそれだけでは十分じゃないところもあると思いますので、今後そういう取り組みをさらに充実させていきたいと思っております。

(伊東委員)

できたら、私もその現場にはいませんからの外れかはわかりませんが、ややもすると頭からこういう会議をなさし、勉強会をなさし、研修会をなさし、そうじゃなくてアクティブラーニング的な、子どもたちに話をさせて死についてどうなのと、その辺もある面ではされている学校とされていない学校あると思うんですね。ですから、その辺もきちんと検証されて、子どもたちで話し合せて、そして死に対してどう思うかとか、そういう中で研修をしていくというスタイルでやってほしいなというふうに思いますのでね。今後されている学校もあるでしょうから、その辺もう一度現場の状況を見てもらって、絶対こういうことがあったらいけませんからね、ないようにひとつご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

(中村こども教育部副理事兼学校教育課長)

わかりました。ありがとうございます。

(山口社会教育部副理事兼スポーツ振興課長)

済みません、資料の説明をちょっと簡単ですがさせていただきますと思います。施設利用マニュアルのほうをごらんください。開いて目次のところに、この学校体育施設の開放事業についてということで、学校と利用団体が共通理解ができるような取組方針、提言の内容を具体的に落とし込んでおります。それと、あと関係資料というところで、7ページのほうには体育施設の開放に関する規則ということで具体的に定めておりますし、今回はその後18ページのほうですね、早足で申しわけないですけど、この方針に基づいて学校ごとに実施規約というものをつくっていただいて、その中でこの少年スポーツクラブに関してという部分も盛り込んだ内容にさせていただきます。具体的に、資料では22ページあたりをごらんいただくと、その登録団体がどういう活動をしているかというのが把握できるような内容になっておりますし、24ページには今度は指導者・保護者連絡会でどういう話し合いをしたか、また、どういう活動をしたかというのが25ページ、26ページに様式として上げておりますので、実際に学校体育施設を使うだけではなくて、どんな大会に出たのかとか、研修会にはどういう研修会に参加したのかとか、そういったところまで団体の活動が把握できるような内容で、今後の取り組みに生かせるような情報収集をすることにしております。それと、各学校で一般開放もされておりますので、そこをきちんと、そのときには使えないよというのを改めて再度認識していただくような取り組みにさせていただきたいと思っております。学校開放事業に関しては、学校利用団体ともにこれを全部理解してやっていただくような形でこちらのほうとしても取り組みを進めたいというふうに思っています。

済みません、以上説明でした。

(山口委員)

これは一旦学校のほうに課題が提出されているわけですね。

(山口社会教育部副理事兼スポーツ振興課長)

そうですね、はい。学校のほうは取りまとめうちのほうに出していただければということで。

(岸川委員長)

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、その他の事項は終わります。

次に、日程 7. 追加議案・報告事項に移りたいと思います。

本日の追加議案と報告事項については、全て人事にかかわることになりますので、非公開とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、両部長と両副部長、中村副理事以外の職員の方も退室をお願いいたします。

〔職員退室〕

それでは、これ以降、非公開で審議を続行いたします。

会議終了（午後 5 時 26 分終了）